

「兵庫緊急死亡労働災害根絶運動実施要綱」

平成 30 年 11 月 15 日

1 趣旨

兵庫労働局では、本年より、今後5年間で死亡者数の15%以上の減少を目標とする兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画を策定し、重篤な労働災害防止に努めているところである。

しかしながら、9月以降に死亡災害が急増し、現時点において、既に昨年発生した労働災害による死亡者数30人を超え、誠に厳しい状況にある。

また、例年、年末年始に向け労働災害が増加する傾向にあることから、これ以上の死亡労働災害を発生させないため、本運動を実施し、全ての関係者が連携の上、積極的に取り組むことにより、死亡労働災害の根絶を図るものである。

2 実施期間 平成30年11月15日(木)～平成31年1月31日(木)

3 兵庫労働局・労働基準監督署の実施事項

- (1) 兵庫労働局長による「兵庫緊急死亡労働災害根絶宣言」(局、署)
- (2) 緊急死亡労働災害根絶会議の実施 (局)
- (3) 各労働災害防止団体、経営者団体、公共工事発注機関に対する緊急要請(局、署)
- (4) 国土交通省、兵庫県県土整備局、建災防兵庫県支部等との建設現場安全パトロールの実施 (局)
国土交通省、地方自治体、建災防各分会等との建設現場安全パトロールの実施 (署)
- (5) 生産現場、建設現場、第三次産業等に対する監督指導及び個別指導の強化 (局、署)
- (6) 広報の実施 (局、署)
- (7) 事業場が行う実施事項についての指導援助(局、署)

4 労働災害防止団体等の実施事項

- (1) 「兵庫緊急死亡労働災害根絶運動実施要綱」、「兵庫緊急死亡労働災害根絶宣言」の事業者への周知
- (2) 関係事業場に対する指導援助
- (3) 安全パトロール等自主的な活動の実施

5 事業者の実施事項

- (1) 経営トップによる死亡災害防止の所信表明
- (2) リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの導入・定着
- (3) 機械設備等に係る総点検、作業前点検の実施及び機械使用時の安全確保の徹底
- (4) 墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の徹底
- (5) 交通労働災害防止対策の推進
- (6) 職場安全パトロールの実施
- (7) 年末年始の設備点検、清掃時の安全確認の徹底
- (8) 労働者に対する作業手順の遵守等の教育の実施
- (9) 積雪、凍結による災害防止に向けた措置の徹底
- (10) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施